

# 令和3年度 職業訓練指導員講習 (48時間講習)実施要領

## 1 目的

この講習は、職業能力開発促進法施行規則第39条第1号の規定に基づき「厚生労働大臣が指定する講習実施要領」により、職業訓練指導員として必要な「指導方法」等に関する能力を付与することを目的とします。

## 2 受講資格

希望する職業訓練指導員の免許職種について、次のいずれかの資格のある方

- (1) 職業能力開発促進法に規定する1級又は単一等級の技能検定合格者（別表のNo.1）

※1級・単一等級技能検定合格者でも、対応する職業訓練指導員免許科がない職種では受講資格がありません。

- (2) 別表のNo.2～10に該当する方

なお、次の方は、たとえ受講後修了証書の交付を受けても、職業訓練指導員免許は交付されません。（法第28条第5項）

①成年被後見人又は被保佐人

②禁錮以上の刑に処せられた者

③職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者

## 3 申込先・実施場所・実施期間および申込期間

申込先および実施場所	実施期間および時間	申込期間および受付時間
滋賀県職業能力開発協会 (大津市南郷五丁目2-14) 電話：077-533-0850	令和3年7月5日 ～7月12日 (土・日を除く6日間) 午前9時～午後5時30分	令和3年5月25日 ～6月7日 (土・日を除く) 午前9時～午後4時30分

※郵送の場合には、6月7日までの消印のあるものだけに限り受け付けます。

## 4 受講料 22,000円（税込み、テキスト代を含む）

受講料は、受付期間内に振り込み、振込領収書のコピーを受講申込書裏面へ添付してください。（受講料の振込は5月20日以降でお願いします。）

振込先：関西みらい銀行 南郷支店 普通預金 327102

しがけんしよくぎょうのうりよくかいほつきょうかい  
滋賀県職業能力開発協会

※振込手数料は、各自でご負担ください。

※受講料は、受講資格が無い場合および講習会を実施しない場合を除き、返還いたしませんのでご承知おき願います。

## 5 定員 20名（定員になり次第受付を終了いたします。）

※本年度は感染症拡大防止対策として、定員を少なくしております。

定員を著しく下まわる場合は実施を取りやめることがあります。

## 6 講習科目および時間

職業訓練原理（4h）、教科指導法（16h）、労働安全衛生（3h）

訓練生の心理（7h）、生活指導（6h）、関係法規（4h）、事例研究（6h）

修了確認テスト（2h）

《合計 48時間》

## 7 申込方法

持参または郵送により申し込み下さい。

(下記「10. 職業訓練指導員免許の申請」を必ず参照願います。)

### (1) 提出書類

#### I. 技能検定合格により受講希望される方

- |                                     |
|-------------------------------------|
| ① 講習受講申込書(指定様式)                     |
| ② 1級又は単一等級の技能検定合格証書の写し(A4版に縮小して下さい) |

#### II. 別表No.2～10の資格により受講希望される方

- |  |
|--|
| ① 講習受講申込書(指定様式)  |
| ② 履歴書(指定様式)  |
| ③ 次の1), 2)いずれかの書類  |
| 1) 職業訓練施設修了者(免許職種に関する訓練科修了)<br>修了証書の写し(技能照査合格後の実務経験により受講する場合は<br>技能照査合格証の写し)                     |
| 2) 高校・高専・大学卒業生(免許職種に関する学科卒業)<br>卒業を証明する書類【卒業証書(写し)又は卒業証明書(原本)等】<br>および履修した科目内容を証明する書類【履修証明(原本)等】 |
| ④ 実務経験を証明する書類(指定様式)  |

※ 指定様式については当協会までご請求下さい。

また、当協会ホームページからもダウンロードすることができます。

## 8 受講決定通知

受付終了後、受講資格判定について滋賀県と協議を行い、決定通知書を送付致します。

決定通知書の発送は6月22日頃の予定です。

## 9 修了証書の交付

講習の全科目(時間)を履修し、確認テストに合格した方には修了証書を交付します。

※遅刻、早退および欠席をされますと、修了とは認められません。

## 10 職業訓練指導員免許の申請

修了証書を交付された方は、居住地の都道府県知事に交付申請することにより職業訓練指導員免許が、交付されます。なお、知事への免許申請の際、本講習の受講証明書類として提出頂いた書類の添付が必要となりますので、特に原本が必要となるもの(上記7. 申込方法 II別表資格により受講される方に必要となる③④の証明書原本)についてはあらかじめ2部ご用意下さい。(1部は指導員講習受講用、1部は免許申請用)

## 11 その他

(1) 受講に対する注意事項(集合時刻、携帯品等)は、後日受講者にお知らせします。

(2) 受講について不明な点は、お問い合わせ下さい。

※新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止や延期となる可能性がございます。

## 12 お問い合わせ先

滋賀県職業能力開発協会 総務課 加藤、澤井

〒520-0865 大津市南郷五丁目2-14

電話：077-533-0850 FAX：077-537-6540

E-mail：katou@shiga-nokaikyo.or.jp